

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書

要 約 書

令和8年6月

尾三衛生組合

はじめに

本要約書は、尾三衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、令和8年1月に公表した「尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び令和8年3月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の概要を示したものです。

事業の目的

国は各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知しています。

これを受けて愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾三衛生組合（構成市町：日進市、みよし市、愛知郡東郷町）と尾張東部衛生組合（構成市：瀬戸市、尾張旭市、長久手市）の焼却施設の集約化が目標とされています。「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和3年3月）では、令和44年度に集約1施設とすることを目標としており、よって、令和43年度までは、各組合が単独でごみ処理を行う必要があります。

なお、令和3年11月には、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、尾張東部・尾三ブロックの2焼却施設を令和15（2033）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとしています。

尾三衛生組合は、日進市、みよし市及び愛知郡東郷町を行政圏として、昭和49年にごみの共同処理を行うための一部事務組合として設立されました。本組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成9年11月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成11年3月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施しています。令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和4年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととしました。

本事業は、本組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものです。

既存施設の概要

施設名称	尾三衛生組合東郷美化センター	
所在地	愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地23	
施設種類	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ (粗大・不燃ごみ処理施設)
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	粗大ごみ、金属 ^{注)}
処理能力	200 t/日 (100 t/日×2炉)	55 t/日 (5h)
処理方式	ストーカ炉	二軸せん断、 高速回転せん断併用方式
竣工	平成9年11月	平成11年3月



注) リサイクルプラザには、ガラスびん(12t/5h)・金属缶(8t/5h)の選別設備があったが、施設維持管理費の削減のため、ガラスびんの処理設備は平成28年度から、金属缶の処理設備は平成29年度から停止している。

対象事業の概要

■対象事業の内容

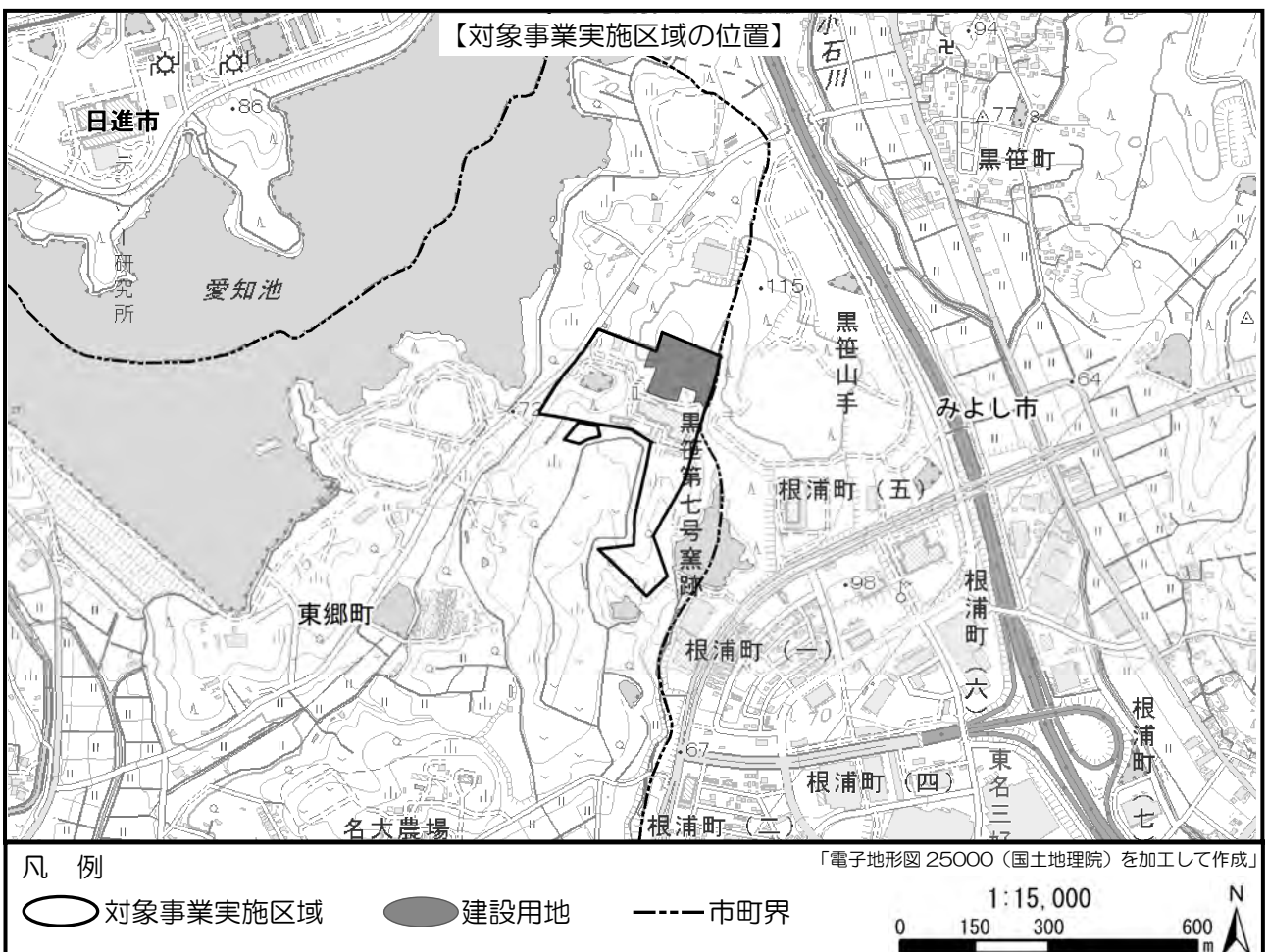
対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業	
対象事業の規模	処理能力：187 t/日（93.5 t/日×2 炉）	
位置及び面積	愛知県東郷町大字諸輪字百々51 番地 271 ほか 約 7.8ha	
ごみ焼却施設	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、粗大ごみ破砕選別可燃残渣、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
粗大・不燃ごみ 処理施設	処理能力	11 t/日
	処理方式	破砕・選別処理
	処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃物（金属）
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度	令和 16 年度	

< 建設予定地の決定経緯 >

建設予定地については、組合敷地内で配置検討を行い、斜面安定対策工事が必要となること、計量棟や資源回収ストックヤードの移設が必要となることなどの課題はあるものの、既存施設を稼働させながら新施設の建設が可能であるとの調査結果になったため、新たな建設場所の検討は行いませんでした。

なお、建設予定地は、以下の観点からも組合敷地内を選定しました。

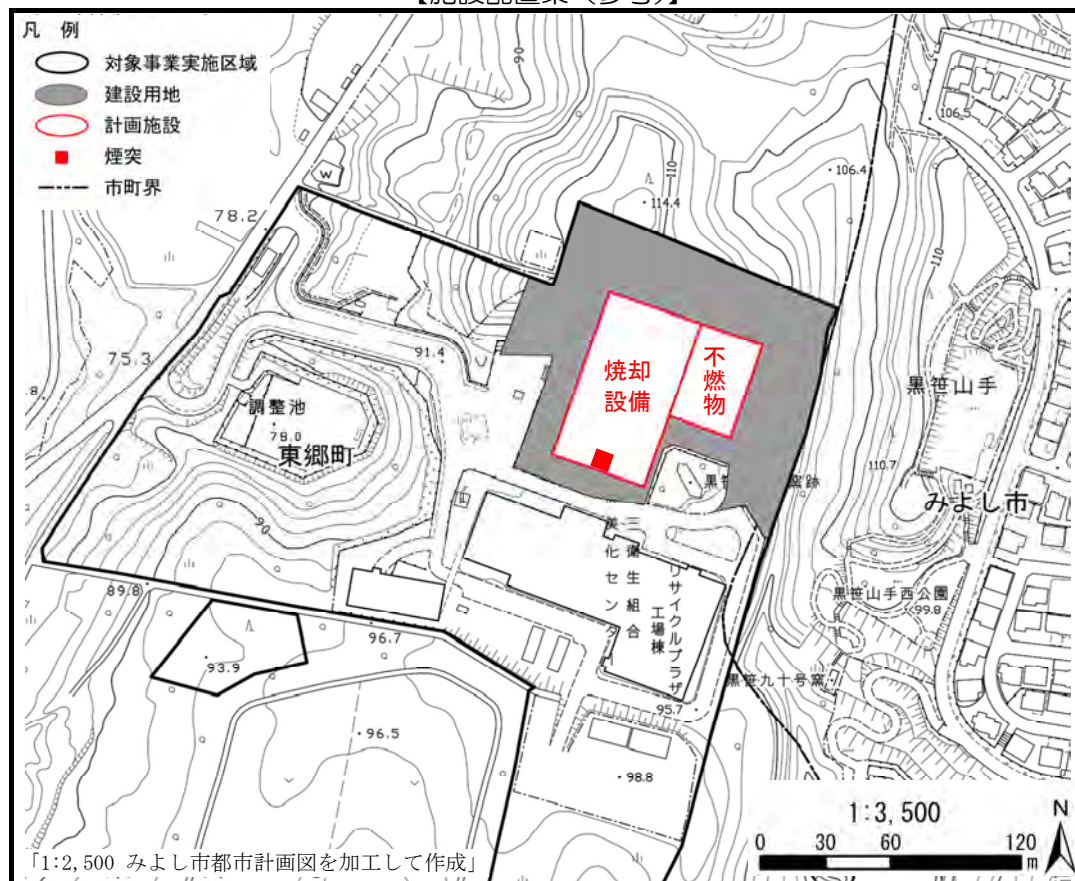
- ① 既存施設は、日進市、みよし市、愛知県東郷町の3市町の境界に位置しているため収集運搬の効率が良く、既存施設と同じ場所とすることで施設利用者への混乱も防ぐことができること。
- ② 本組合の所有地であるため新たな用地取得の必要がない、既存施設の一部を活用した一体的な整備や、既存の道路・電気等のインフラの活用が可能となるなど、コスト低減等の経済性の観点から最良であること。
- ③ 既存敷地を活用することで大規模な造成の必要がないため、周辺の自然環境及び生活環境への影響を最小限とすることができること。



配置検討結果から、A案・B案ともに、現状想定される最大の大きさを前提とした場合には、東側住宅地への景観影響について配慮を要するものであり、このため、東側住宅地から目立つ煙突位置や、建屋高さが高くなる焼却設備の配置を見直すこととしました。

見直した内容は以下に示すとおりであり、焼却設備よりも建屋高さが低くなると想定される不燃物処理設備の範囲を東側に配置し、焼却設備の範囲は西側、煙突は南側に配置することにより、東側住宅地からの圧迫感を軽減しています。

【施設配置案（参考）】



環境影響評価の概要

■環境影響評価の項目

愛知県の「環境影響評価指針」（以下「指針」という。）に示される参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定を行い、次ページの表に示す16項目を選定しました。

■調査の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、既存資料調査や現地調査など適切な方法で現況を把握します。

■予測、評価の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、適切な方法で予測します。また、環境影響が可能な限り回避又は低減されているか、国等の基準との整合が図られているかなどについて評価します。

環境影響評価項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分			工事の実施		施設の存在	施設の供用				
		資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	ばい煙の排出	機械等の稼働		汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物				○						
		窒素化合物	○	○		◎			○			
		浮遊粒子状物質	○	○		◎			○			
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等			○	◎						
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		施設からの騒音						○				
		道路交通騒音	○							○		
		低周波音						○				
	振動	建設作業等振動		○								
		施設からの振動						○				
		道路交通振動	○							○		
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○	
	水質	水素イオン濃度			○							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)										
		水の濁り(浮遊物質)			○							
		富栄養化										
		有害物質等										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
	地盤・土壌	土壌環境			○							
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
		地下水質			○							
			日照障害				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○				○		
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○				
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○		

注1) 表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示します。

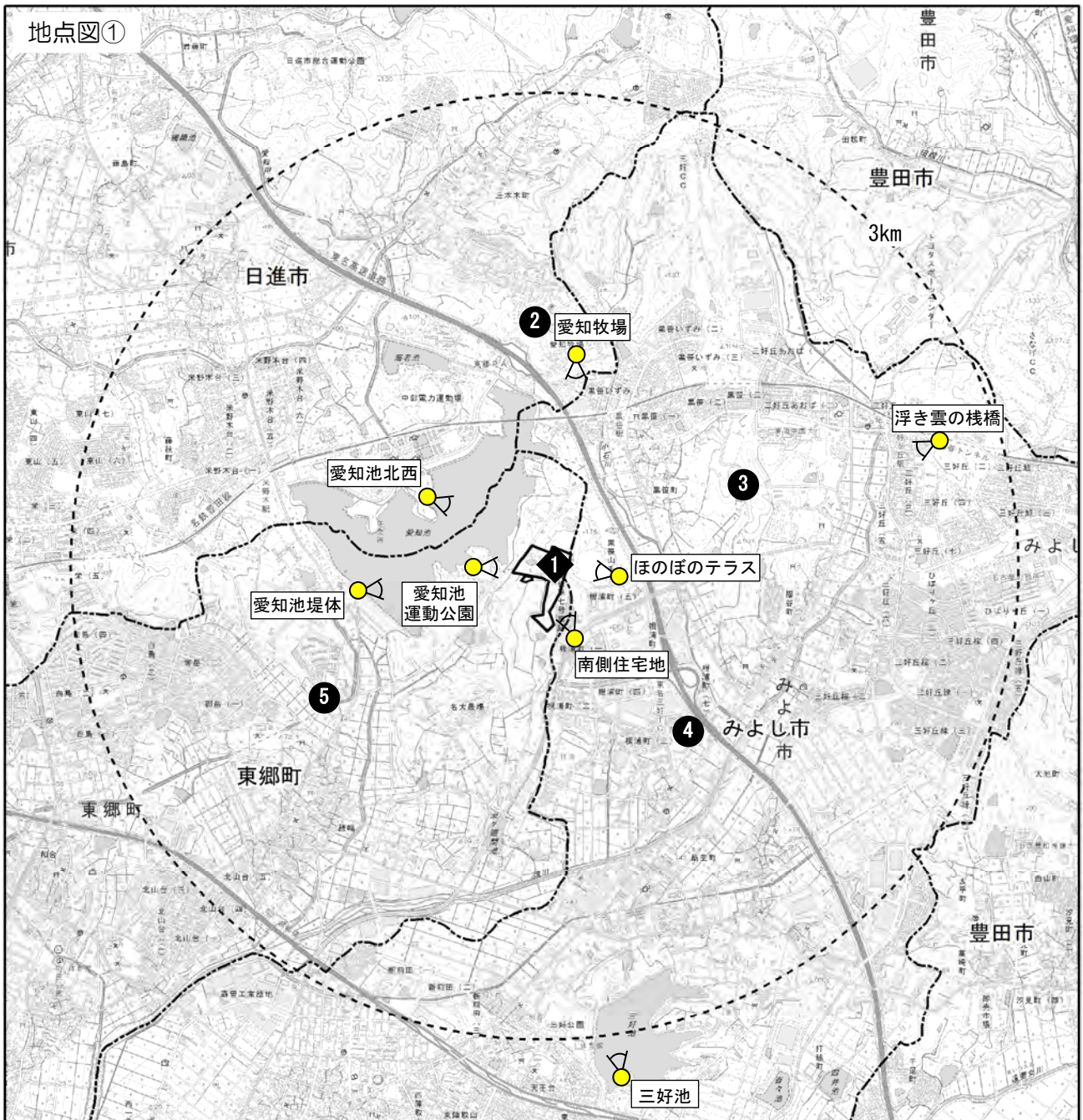
注2) 工事の実施には、既存施設の解体工事を含みます。

注3) 網掛けは指針別表第1(点的開発)の参考項目を示します。


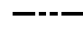



現地調査の内容

調査項目		調査対象	調査期間、時期等	地点数	地点図・凡例
大気質	環境	・二酸化硫黄	1年間連続	1	①-◆
		・二酸化窒素及び一酸化窒素	4季に各7日間連続	4	①-●
		・浮遊粒子状物質	4季に各7日間連続	5	①-◆●
		・有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）	4季に各7日間連続	1	①-◆
		・微小粒子状物質	4季に各7日間連続	1	①-◆
	・降下ばいじん	4季に各1ヵ月間	1	①-◆	
	道路沿道	・二酸化窒素及び一酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・道路の状況、交通量、走行速度	4季に各7日間連続 平日、休日各1日(各24時間)	4	②-●
地上気象	・風向、風速、気温、湿度 ・日射量、放射収支量	1年間連続	1	①-◆	
上層気象	・風向、風速、気温	4季に各7日間（8回/日）	1	①-◆	
騒音・振動	環境	・環境騒音	平日、休日各1日(各24時間)	4	③-●
		・低周波音	平日1日（24時間）	4	
		・環境振動	平日、休日各1日(各24時間)	4	
	道路交通	・道路交通騒音 ・道路交通振動 ・道路構造、交通量、走行速度	平日、休日各1日(各16時間) 平日、休日各1日(各12時間) 道路交通騒音・振動の調査時	4 4 4	②-●
悪臭	・特定悪臭物質	梅雨期、夏季、冬季各1日1回	2	③-■	
	・臭気指数	梅雨期、夏季、冬季各1日1回	4	③-■	
水質	・水素イオン濃度（pH）、流量	4季に各1日1回	3	②-○	
	・浮遊物質（SS）、濁度、流量	降雨時1回	3	②-○	
	・土質の状況	1回	1	計画地内	
地盤・土壌	・有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目、ダイオキシン類）	1回	1	③-●	
地下水・	地下水位	・地下水位	1年間に各月1回	1	③-□
地下水質	地下水質	・地下水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	4季に各1日1回	1	③-□
日照障害	・土地利用状況、地形等	1回	計画地周辺		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	・哺乳類	春、夏、秋、冬に各1回	5	④
		・鳥類	春、繁殖期、夏、秋、冬に各1回	5	④
		・猛禽類	2営巣期（各月1回、2日）	6	⑤
		・昆虫類	春、夏、秋に各1回	3	④
		・両生類、爬虫類	早春、春、夏、秋に各1回	—	④
		・魚類	春、夏、秋に各1回	—	②-●
		・底生動物	早春、夏、冬に各1回	—	②-●
		・クモ類	春、夏、秋に各1回	—	④
		・陸産貝類	初夏、秋に各1回	—	④
植物	重要な種及び群落	・植生	秋に1回	—	④
		・植物相	早春、春、夏、秋に各1回	—	④
		・水生植物相	春、夏、秋に各1回	—	②-●
生態系	・地域を特徴付ける生態系	動植物の調査時期に準じた時期	—		
景観	・主要な眺望点の状況 ・主要な眺望景観の状況	着葉季、落葉季に各1回	8	①-●	
人と自然との触れ合いの活動の場	・主要な人と自然との触れ合いの活動の状況等	平日、休日各1日	2	②-●	
歴史的文化的特性を生かした環境の状況	・歴史的文化的環境の状況	平日、休日各1日	2	②-■	

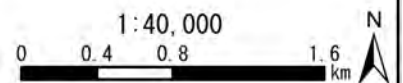
注 1) 動物（猛禽類を除く。）、植物及び生態系について、各調査地点の他に設定した任意踏査ルート上においても調査を実施します。
注 2) 猛禽類は、出現状況等に応じて6定点のうち3定点で調査を実施します。

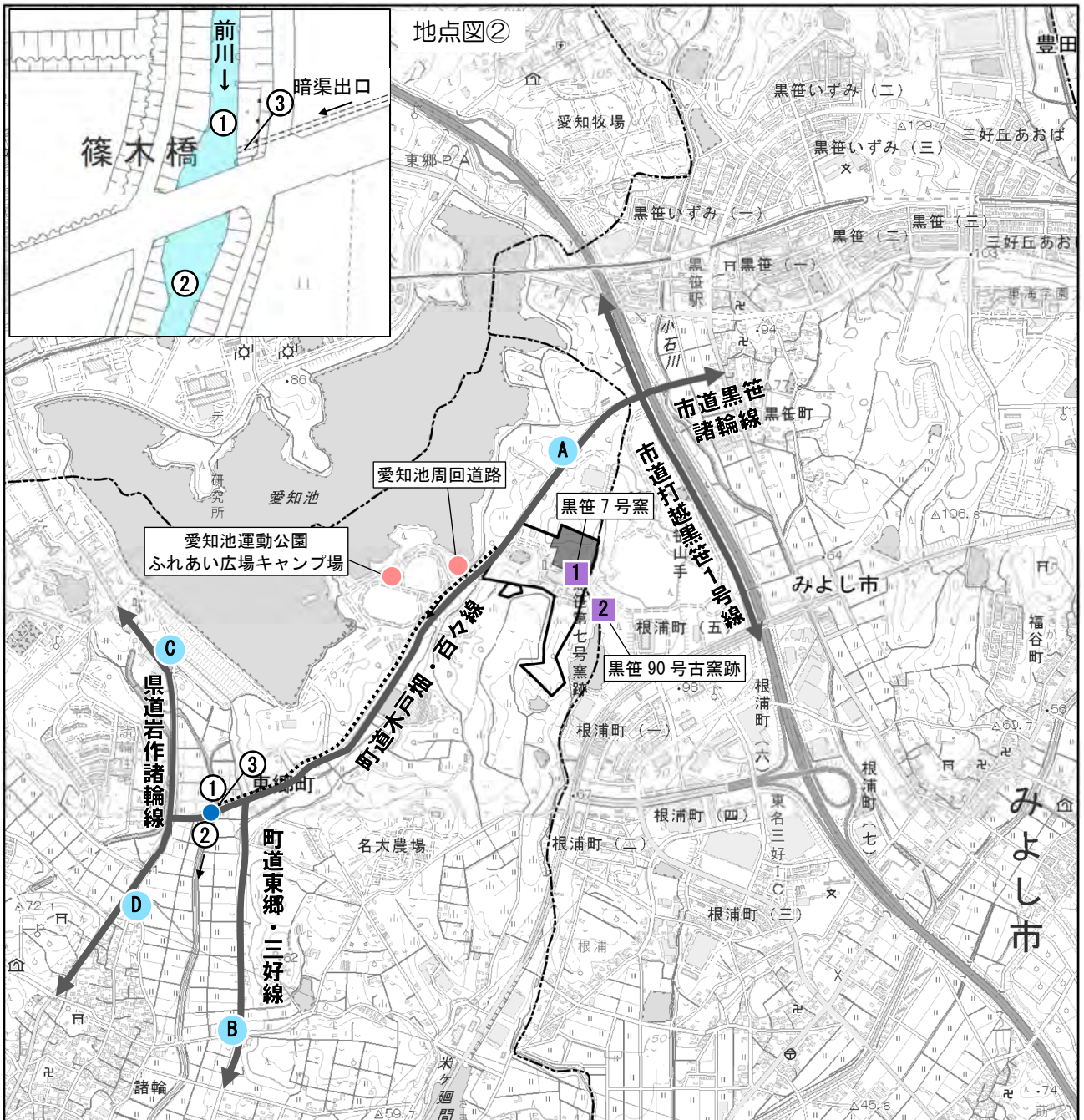


凡例



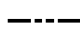







-  対象事業実施区域
-  市町界
-  環境大気質、地上気象、上層気象調査地点
-  環境大気質調査地点
-  景観調査地点

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

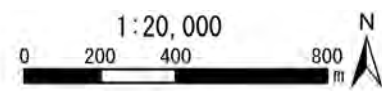




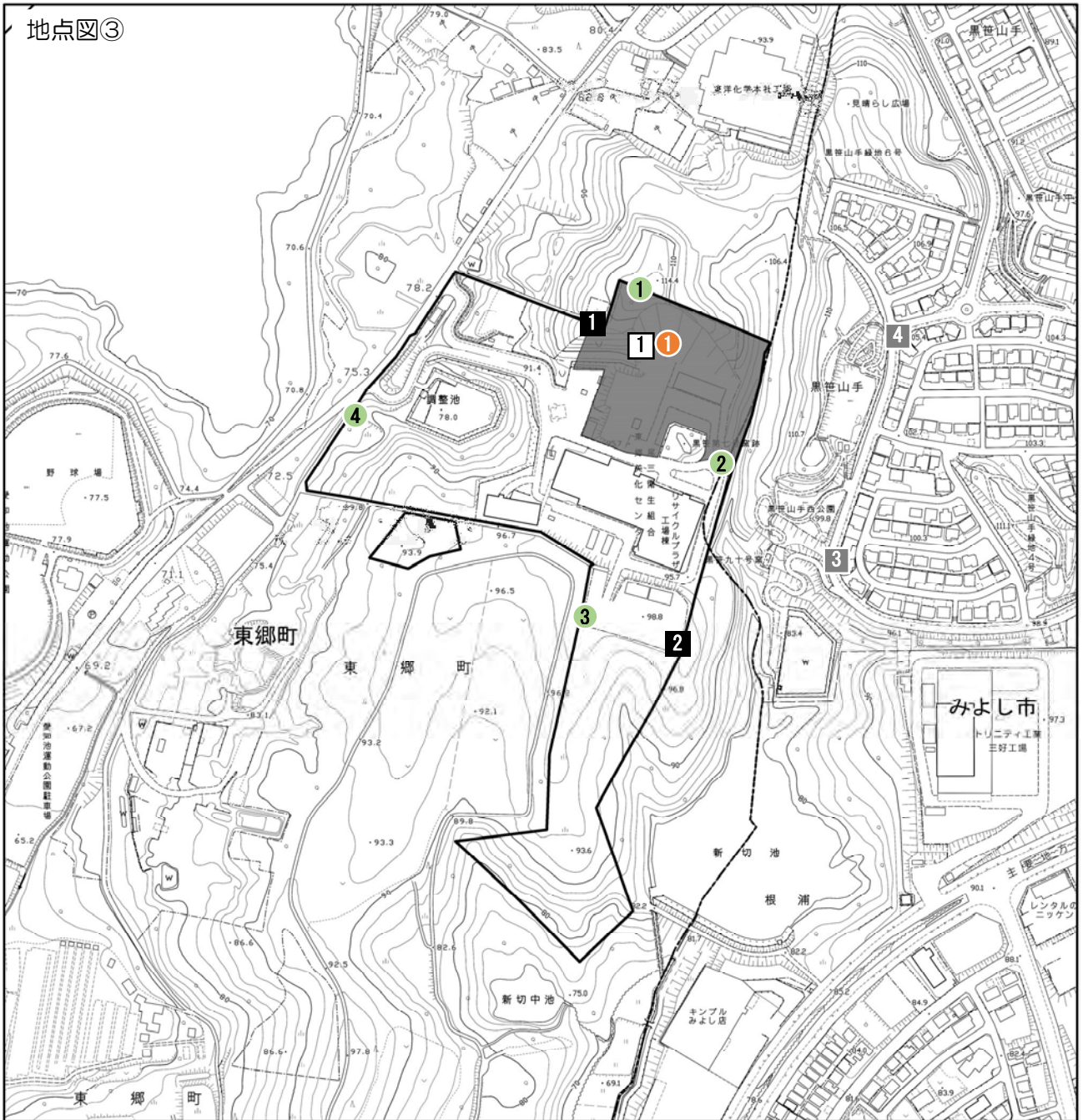
凡例

-  対象事業実施区域
-  建設用地
-  市町界
-  主要走行経路
-  道路沿道大気質、道路交通騒音・振動、交通量等調査地点
-  排水ルート（雨水管（暗渠））
-  水質調査地点
-  魚類、底生動物、水生植物相調査地点
-  人と自然との触れ合いの活動の場調査地点
-  歴史的文化的特性を生かした環境の状況調査地点









「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」



地点図③

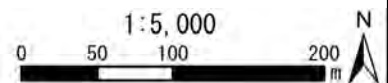


凡例

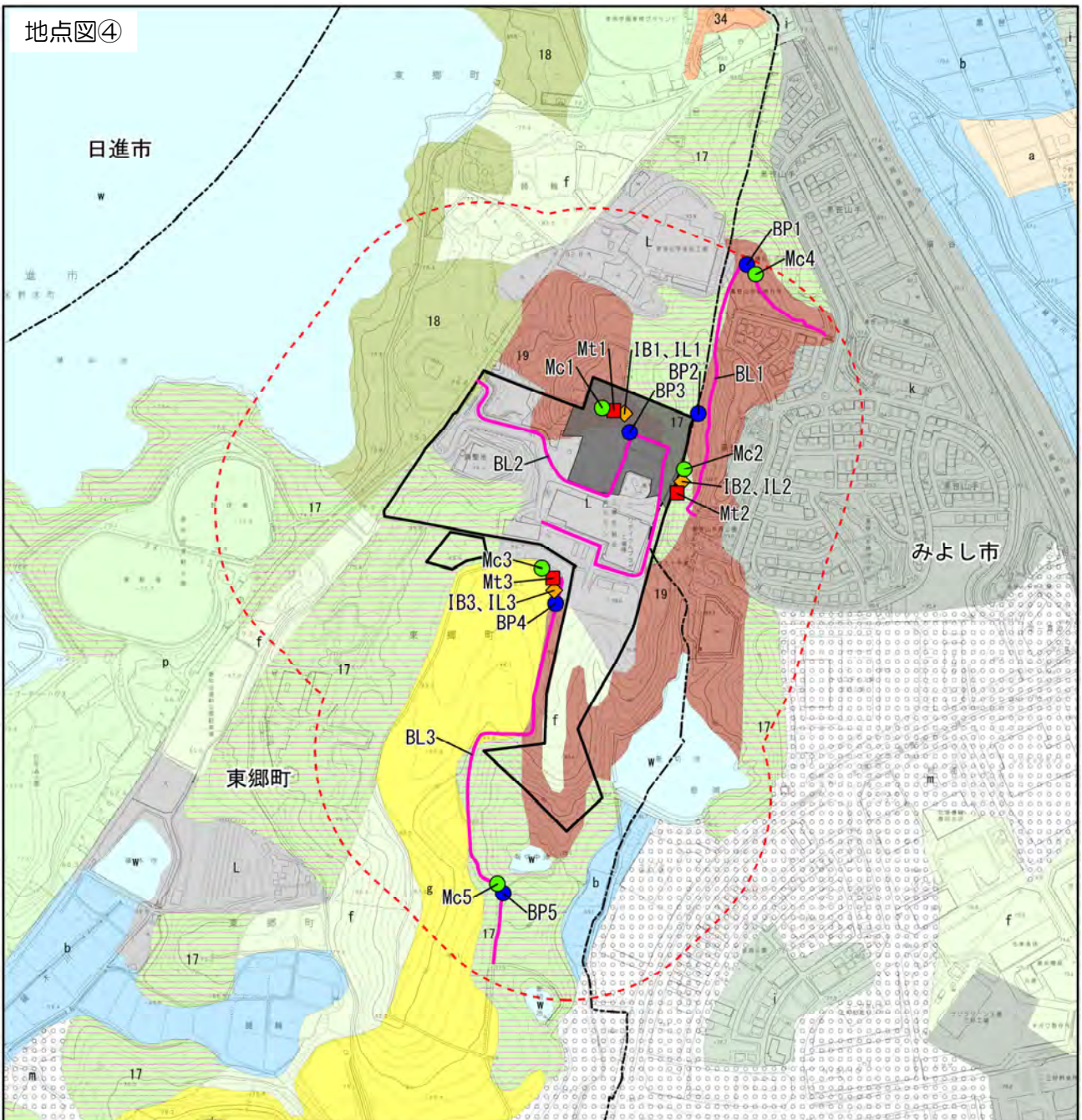
-  対象事業実施区域
-  建設用地
-  市町界
-  環境騒音、低周波音、環境振動調査地点
-  悪臭調査地点（特定悪臭物質・臭気指数）
-  悪臭調査地点（臭気指数）
-  土壌調査地点
-  地下水位・地下水質調査地点

注) 悪臭の調査地点 1、2 は、図中の地点を基本とし、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を設定します。

「1:2,500 みよし市都市計画図を加工して作成」



地点図④



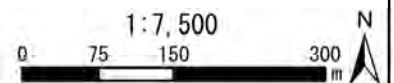
凡例

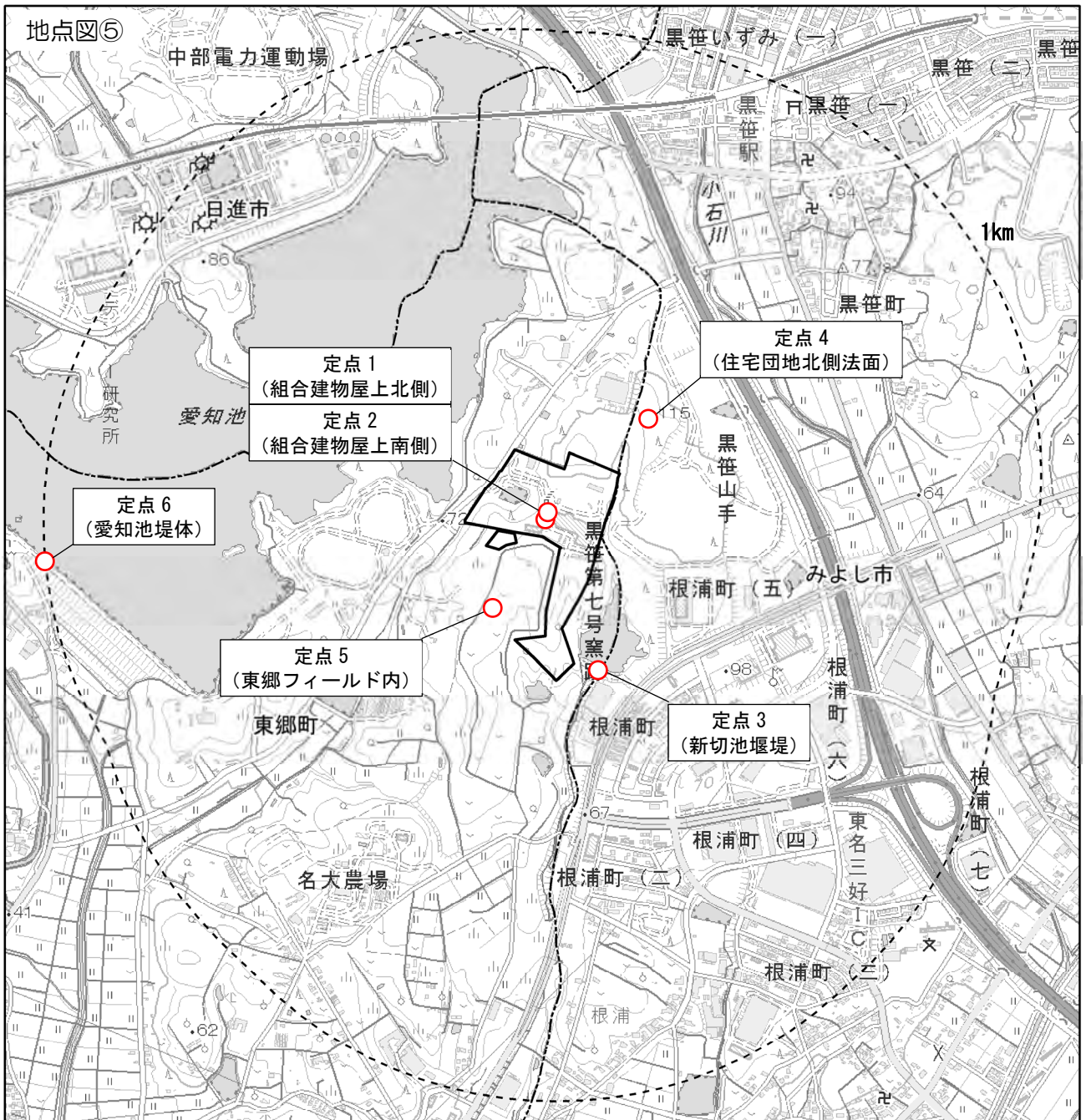
- 対象事業実施区域
- 建設用地
- 市町界
- 対象事業実施区域から周辺 200m の範囲
- 鳥類ラインセンサス法 (BL)
- 鳥類ポイントセンサス法 (BP)
- 昆虫類トラップ法 (ベイト・ライト) (IB, IL)
- 哺乳類トラップ法 (Mt)
- 哺乳類自動撮影法 (Mc)

- 17 ケネザサーコナラ群集
- 18 アカメガシワーカラスザンショウ群落
- 19 モチツツジーアカマツ群集
- 34 竹林
- g 牧草地
- f 路傍・空地雑草群落
- a 畑雑草群落
- b 水田雑草群落
- k 市街地
- i 緑の多い住宅地
- p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- L 工場地帯
- m 造成地
- w 開放水域


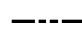


出典：「第6、7回自然環境保全基礎調査」(環境省生物多様性センターホームページ)

「1:2,500 みよし市都市計画図を加工して作成」

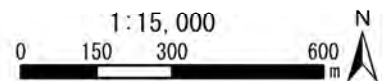




凡例

-  対象事業実施区域
-  市町界
-  対象事業実施区域から周辺1kmの範囲
-  猛禽類調査地点

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

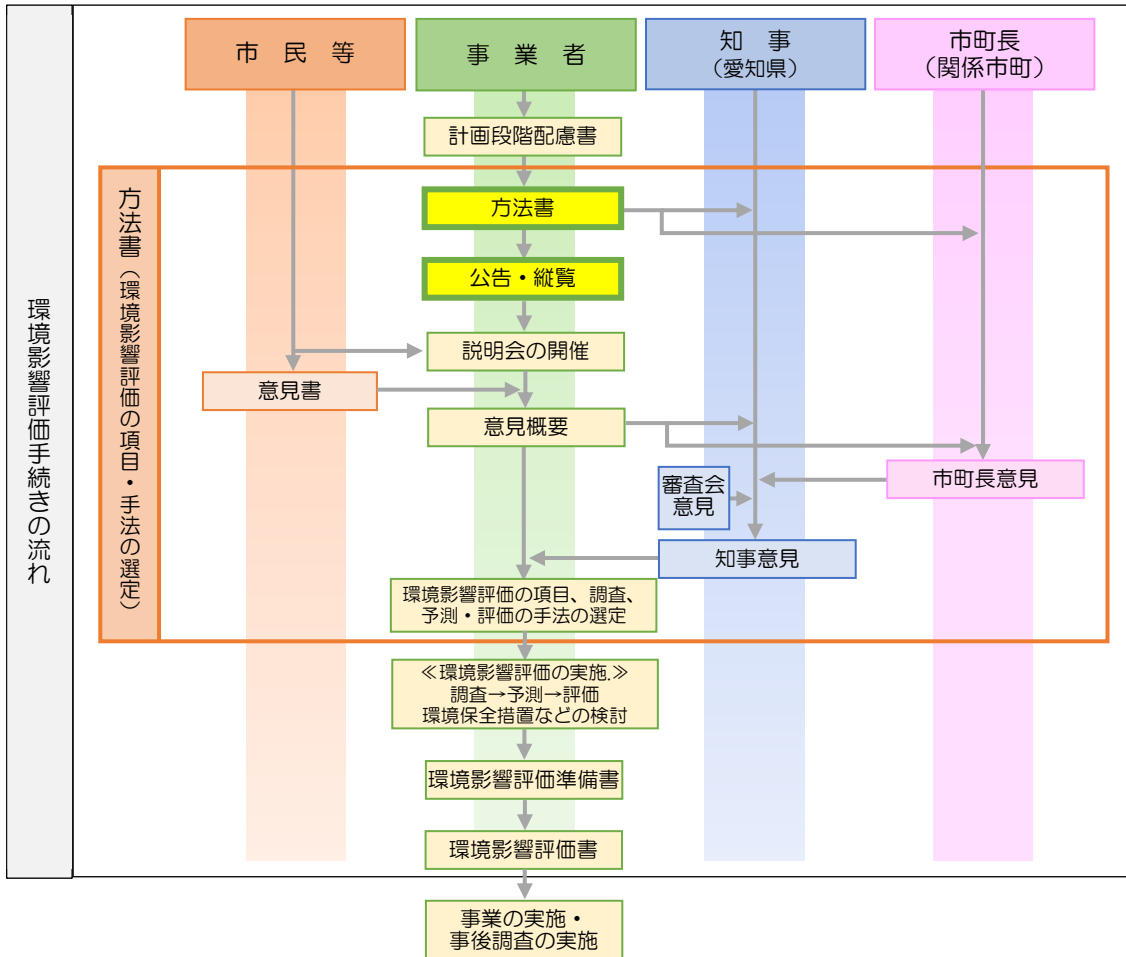


【参 考】

◆ 環境影響評価の手続き

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「方法書」の公表は、太線で囲んだ段階のものです。

今後は、方法書に対する市民等の意見や、審査会意見及び市町長意見等を勘案した知事意見を受け、必要に応じて環境影響評価の項目、調査、予測・評価の手法を見直し、現地調査を行い、事業計画等の検討を進めながら、環境影響評価準備書以降の手続きを進めてまいります。



◆ 方法書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間	縦覧期間除外日
令和8年6月16日(火)から 令和8年7月16日(木)まで	尾三衛生組合	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日
	東郷町役場		
	東郷町諸輪公民館	午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで	水曜日
	日進市環境課	午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日
	日進市米野木区民会館	午前9時から正午まで	日曜日
	みよし市生活環境課	午前9時から午後5時まで 午後1時から午後3時まで	土曜日、日曜日
	みよし市福谷区民会館		
	みよし市黒笹公民館		
豊田市環境保全課	午前8時30分から午後5時15分まで		

注) 尾三衛生組合のウェブページからもご覧になれます。
右記のQRコードからアクセスできます。



◆意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からの意見書を提出することができます。

提出先	尾三衛生組合 〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51 番地 23 FAX : 0561-38-6222 E-mail : gyomu@bisan-eisei.or.jp
提出方法	提出先への持参、郵送、ファックス又は電子メール
提出期限	令和8年7月31日(金) ※郵送の場合には当日消印有効
意見書に必要な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書の名称 ・住所及び氏名 (法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ・方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語で意見の理由も含めて記載)

◆方法書の説明会

日時・会場	令和8年6月27日(土) 午前10時から 東郷町諸輪公民館 (東郷町大字諸輪字中市135番地73)
	令和8年6月27日(土) 午後3時から 日進市米野木区民会館 (日進市米野木町仲田72)
	令和8年6月28日(日) 午前10時から みよし市福谷区民会館 (みよし市福谷町寺ノ前22)
	令和8年6月28日(日) 午後3時から みよし市黒笹公民館 (みよし市黒笹1丁目8番地8)
備考	事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

お問い合わせ先	尾三衛生組合 〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51 番地 23 TEL : 0561-38-2226 FAX : 0561-38-6222
---------	---